（国立大学の附属の学校）

第四条　法第二十三条の規定により別表第二の上欄に掲げる国立大学に附属して設置される幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園（以下「附属学校」という。）は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

２・３　［略］

（土地等の貸付けの認可の申請）

第九条の二　国立大学法人等は、法第三十三条の三の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一～三　［略］

２　［略］

（貸付計画の認可の申請）

第九条の三　国立大学法人等は、法第三十三条の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る貸付計画を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

２　法第三十三条の四第二項第五号の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該国立大学法人等が行う法第三十三条の四第二項第一号の土地等の貸付けの方法及び期間

二　その他文部科学大臣が必要と認める事項

３　法第三十三条の四第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　法第三十三条の四第二項第一号の土地等の貸付けに関する規程

二　前号の土地等の配置及び規模を示す図面

三　第一号の土地等の貸付けに係る契約の契約書案

四　その他文部科学大臣が必要と認める書類

４　法第三十三条の四第四項第三号（同条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める基準は、同条第二項第三号の対価の算定方法が、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　貸付けを行う土地等の周辺地域の土地等の賃料の水準を参酌すること。

二　必要に応じて対価の見直しを行うこととしていること。

（国立大学の附属の学校）

第四条　法第二十三条の規定により別表第二の上欄に掲げる国立大学に附属して設置される幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、及び特別支援学校（以下「附属学校」という。）は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

２・３　［同上］

（土地等の貸付けの認可の申請）

第九条の二　国立大学法人等は、法第三十四条の二の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一～三　［同上］

２　［同上］

［条を加える。］